冨士字南園西地区まちづくり計画(案)

27.48㎡ 27.48㎡ 公は、北総鉄道北総線西白井駅から南西約1.5km、京成松戸線鎌 公駅から北東へ約1.8kmに位置し、地区の北側に風間街道(市道 号)が通る。 ピンター及び白井第三小学校が地区の拠点施設となり、風間街 に店舗と住宅地、農地が混在する土地利用がなされている。 図まちづくり計画は、既存住宅との調和を図り、ゆとりある住 別出し、安心・安全で魅力的な街並みを形成することを目的と
区は、北総鉄道北総線西白井駅から南西約1.5km、 <u>京成松戸線</u> 鎌 仏駅から北東へ約1.8kmに位置し、地区の北側に風間街道(市道 号)が通る。 ピンター及び白井第三小学校が地区の拠点施設となり、風間街 に店舗と住宅地、農地が混在する土地利用がなされている。 医まちづくり計画は、既存住宅との調和を図り、ゆとりある住
公駅から北東へ約1.8kmに位置し、地区の北側に風間街道(市道号)が通る。 マンター及び白井第三小学校が地区の拠点施設となり、風間街に店舗と住宅地、農地が混在する土地利用がなされている。 区まちづくり計画は、既存住宅との調和を図り、ゆとりある住
川用の方針 「都市マスタープランに定める第3地区の都市づくりの重点方 所化調整区域での地区まちづくり計画によるゆとりある住環境 を基本とし、周辺住環境との融和が図られた緑豊かな趣のあ 主宅を主体とした土地利用を図る。 こちづくり施設の整備方針 「都市マスタープランに定める第3地区の都市づくりの重点方 し、安全な住環境の創出と交通ネットワークの向上」を基本方 地区まちづくり施設として安全性・地域性に配慮した道路及 等を配置する。 に、将来の住宅地開発の可能性を考慮して道路及び公園 する。

冨士字南園西地区まちづくり計画

名称	富士字南園西地区まちづくり計画
位置	白井市冨士字南園192番1の一部、194番1の一部
面積	8,727. 48 m²
地区まちづくり計画 の目標	本地区は、北総鉄道北総線西白井駅から南西約1.5km、 <u>新京成電鉄</u> 鎌ヶ谷大仏駅から北東へ約1.8kmに位置し、地区の北側に風間街道(市道00-007号線)が通る。 富士センター及び白井第三小学校が地区の拠点施設となり、風間街道沿いに店舗と住宅地、農地が混在する土地利用がなされている。 本地区まちづくり計画は、既存住宅との調和を図り、ゆとりある住環境を創出し、安心・安全で魅力的な街並みを形成することを目的とする。
地区の整備、開発及び保全に関する方針	1. 土地利用の方針 白井市都市マスタープランに定める第3地区の都市づくりの重点方 針「市街化調整区域での地区まちづくり計画によるゆとりある住環境 の誘導」を基本とし、周辺住環境との融和が図られた緑豊かな趣のあ る低層住宅を主体とした土地利用を図る。 2. 地区まちづくり施設の整備方針 白井市都市マスタープランに定める第3地区の都市づくりの重点方 針「安心・安全な住環境の創出と交通ネットワークの向上」を基本方 針とし、地区まちづくり施設として安全性・地域性に配慮した道路及 び公園等を配置する。 さらに、将来の住宅地開発の可能性を考慮して道路及び公園 を配置する。
	3. 建築物等の整備方針 適切な敷地規模と建築物の壁面後退確保によるゆとりある空間を創出し、周辺住環境と調和した色彩・部材等にて建築物等を形成することにより、良好な住環境の整備を図る。

地区まちづくり整備計画	地区がが、関する事項	地区まちづ くり施設の 配置及び規 模	1. 道路 ①既存道路(市道12-005号線)⇒片側一方後退6. 0m以上 ②区画道路⇒幅員6. 0m、延長314. 01m、面積1973. 26㎡ 2. その他 ①公園⇒1箇所、面積 523. 96㎡ ②ごみ集積場⇒2箇所、面積 13. 12㎡
		建築物の用途の制限	次に掲げるもの以外の建築物は、建築してはならない。 1. 専用住宅 2. 前号に掲げる建築物に付属するもの
		建築物の敷 地面積の最 低限度	
	建築物等に	壁面の位置の制限	道路境界線及び敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱面までの後退距離は1.0m以上とする。ただし、床面積に含まれない出窓及び次に掲げるものについては、この限りではない。 1.別棟の自動車車庫で最高高さが3m以下かつ壁を有しないもの2.別棟の物置で、高さ2.5m以下かつ床面積が6.6m ² 以下のもの3.ごみ集積場、電柱その他これらに類する敷地からの部分
	関する	建築物の高 さの最高限 度	
	事項	建築物の容 積率の最高 限度	10分の10
		建築物の建 ペい率の最 高限度	
		建築物の形 態又は意匠 の制限	原色及び彩度が高く、強い刺激を与える色調は避け、周辺環境と調和 した落ち着きのある色調とする。
	土地利用	垣又は柵の	道路境界に面する側の垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等 透視可能なもので地区として統一性を持たせる。
	に関 する 事項	緑化率	緑化率は敷地面積の10%以上とし、芝又は低木等で植栽する。 また、公園敷地についても同等に植栽する。なお、低木は緑化面積1
特		べき事項	㎡あたり2本以上とする。

地区まちづくり整備計画	ちづく	地区まちづくり施設の配置及び規模	1. 道路 ①既存道路(市道12-005号線) ⇒片側一方後退6. 0m以上 ②区画道路⇒幅員6. 0m、延長273. 78m、面積1719. 18㎡ 2. その他 ①公園⇒1箇所、面積 523. 96㎡ ②ごみ集積場⇒2箇所、面積 13. 12㎡ ③緑地⇒2箇所、面積138. 28㎡ ④空地⇒1箇所、面積115. 80㎡
		建築物の用途の制限	次に掲げるもの以外の建築物は、建築してはならない。 1. 専用住宅 2. 前号に掲げる建築物に付属するもの
	建築物等に関する	建築物の敷 地面積の最 低限度	
		壁面の位置の制限	道路境界線及び敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱面までの後退距離は1.0m以上とする。ただし、床面積に含まれない出窓及び次に掲げるものについては、この限りではない。 1.別棟の自動車車庫で最高高さが3m以下かつ壁を有しないもの2.別棟の物置で、高さ2.5m以下かつ床面積が6.6㎡以下のもの3.ごみ集積場、電柱その他これらに類する敷地からの部分
		建築物の高さの最高限度	
	事項	建築物の容 積率の最高 限度	10分の10
		建築物の建 ペい率の最 高限度	10分の5
		建築物の形 態又は意匠 の制限	建築物の屋根、外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、原則として 原色及び彩度が高く、強い刺激を与える色調は避け、周辺環境と調和 した落ち着きのある色調とする。
	土地 利用	垣又は柵の 構造の制限	道路境界に面する側の垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等 透視可能なもので地区として統一性を持たせる。
	に 関 する 事項	緑化率	緑化率は敷地面積の10%以上とし、芝又は低木等で植栽する。 また、公園敷地についても同等に植栽する。なお、低木は緑化面積1 ㎡あたり2本以上とする。
特に配慮すべき事項			

-2-

(新)

土地利用計画図(案) 土地利用計画図

